

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、泡瀬栄人地方創生戦略監兼教育戦略監、川村直人教育参事並びに鈴木良弘選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

また、横山照康産業活力推進課長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、佐藤裕子産業活力推進課補佐が出席しておりますのでご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月27日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号、議案第2号、議案第7号、議案第10号にそれぞれ反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般

議案1件、予算案2件、諮問3件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告を受けます。

全日程終了後、市長並びに議長から挨拶を受けて定例会を閉会とすることといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第12号 指定管理者の指定外31件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第12号 指定管理者の指定から日程第32、議案第11号 平成31年度長井市水道事業会計予算までの32件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

平成31年第1回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案11件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月8日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第12号から議案第17号までの指定管理者の指定について、6件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第12号では、長井市中央コミュニティセンターの管理について、長井市中央コミュニティセンター運営協議会を、議案第13号では、長井市致芳コミュニティセンターの管理について、長井市致芳コミュニティセンター運営協議会を、議案第14号では、長井市西根コミュニティセンターの管理について、長井市西根コミュニティセンター運営協議会を、議案第15号では、長井市平野コミュニティセンターの管理について、長井市平野コミュニティセンター運営協議会を、議案第16号では、長井市伊佐沢コミュニティセンターの管理について、長井市伊佐沢コミュニティセンター運営協議会を、議案第17号では、長井市豊田コミュニティセンターの管理について、長井市豊田コミュニティセンターの運営協議会を、それぞれ指定管理者に指定し、各コミュニティセンターの管理・運営をさせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、館長の勤務形態、職員の処遇や指定管理者の業務範囲等が変更になった場合、委託料を変更するのかなどの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、委託料については仕様書に基づき設定していることから、必要に応じて仕様書を変更の上、変更契約を締結することになるとの答弁を受けたところであ

ります。

また、委員からは、職員の処遇改善に関しては、コミュニティセンターからどの程度の要望があるか、また、新年度以降、処遇改善に関する協議の場の持ち方について、どのように考えているかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、処遇改善に関する個別の要望書というものは出されていないが、予算要求資料の中にそれぞれの要望が盛り込まれており、調整している。処遇改善については、毎月開催している館長会議等の場で意見交換を行っていくとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、これまで公民館として実施してきたスポーツ大会等の事業メニューはそのまま残るのか、残るとすれば、担当課はどこになるかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、平成30年度に実施した事業については、おおむね新年度の事業計画にも盛り込まれているようだ。コミュニティセンターに関する事業であれば地域づくり推進課が担当となるが、自治公民館の事業、例えば、分館対抗のスポーツ大会であれば文化生涯学習課が担当になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第12号から議案第17号までの6件については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市第五次総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

本案は、まちづくり基本条例第13条第2項の規定に基づき、長井市第五次総合計画後期基本計画を策定するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、各項目における目標については、どのような基準に基づき設定したものか、また、設定した目標の達成に向けた取り組みについてはどのように考えているかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、努力しなくても達成できるような低い基準ではなく、頑張っ

う、より具体的な数値目標を設定した。各担当課とも目標については必ずクリアするという共通認識を持っているとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、目標値について、例えば、何年に1度のように見直しの時期を定めているかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、毎年P D C Aサイクルによるチェックを行い、余りにも実態とかけ離れてしまった目標については、見直しを行うことも必要だと考えているとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎の住居番号の変更に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、一般社団法人やまがたアルカディア観光局に職員を派遣するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、やまがたアルカディア観光局に職員の派遣を必要とする理由は何かとの質疑がなされ、商工観光課長からは、観光局を構成する2市2町間の調整に加え、立ち上げから3年程度は広く地域の魅力を発信するとともに、この地域を訪れる来訪者を受け入れるためのシステムづくりを進める必要があるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、現在、地場産業振興センターに派遣され、やまがた長井観光局の業務を担っている職員の派遣先をやまがたアルカディ

ア観光局に変更するのか。また、派遣職員の人数はどのように考えているかとの質疑がなされ、総務課長からは、やまがた長井観光局の業務を引き継ぐ形で3名の派遣を予定しているとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、派遣の期間や組織としての将来的な自立についてはどのように考えているかとの質疑がなされ、総務参事からは、法の定めでは、原則として3年以内、本人の同意があれば2年の延長が可能とされているが、外部への職員派遣は極めて例外的な措置であり、やまがたアルカディア観光局についても、将来的には自立という方向で考えているとの答弁を受けたところがあります。

さらに、委員からは、やまがた長井アルカディア観光局における南陽市、飯豊町、白鷹町からの職員体制はどのようになっているかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、飯豊町、白鷹町については、地方創生推進交付金を充当して臨時職員を雇用する。南陽市については、南陽市観光協会の職員が観光局の業務に従事する予定であるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、派遣職員については、指揮命令権は派遣先に移るのか、また、特に遠方に派遣される職員について、研修や健康診断等の面で不利益を受けるようなことはないかとの質疑がなされ、総務課長からは、派遣先の職員として扱われることとなるが、検診については従来どおり受けることができる。研修についても、派遣先に理解を求めながら、可能な限り参加してもらうように要請している。特に遠方の職員については、業務報告や市長面談の場をあわせて設定する等、工夫をしているとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、本市における農業委員の活動内容を能率給の対象とされた項目に当てはめた場合、満額の支給となるかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、活動実績については、各委員とも月1回以上の活動実績があり、条件に該当すると思われる。成果実績については、農地集積の実績はあるものの、それが農業委員会の活動によるものかどうかについて、精査が必要であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、成果実績について、農地の異動実績により、それぞれの支給額に差が生じるのか、それとも長井市全体でのカウントとなり、全委員、推進員一律の支給となるかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、国からの交付金は、個人に対してではなく農業委員会に対して交付される、その上でかかわった面積に応じて配分額が変わるという可能性はあるが、具体的な配分方法については、他の自治体の例等も参考にしながら検討を行い、3月の農業委員会で説明する予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この制度を導入する目的は何か、また、成果実績について、成果をはかる基準は何かとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、国の方針として、担い手への農地の集積を加速化させ、生産コストの削減を図るとともに農家の所得向上を図ることが目的であり、成果をはかる基準は、担い手への農地集積の成果と遊休農地の発生防止、解消の成果の2つであるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、成果についての判断は誰が行うのかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、最終的には会長が判断して国に

申請するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸付利率、保証人の有無について、市町村の判断により定めることができるようになったことから、貸し付けに係る運用の改善及び被災者支援の充実を図るため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 15番、町田義昭議員。

○**15番 町田義昭議員** ただいま総務委員長から報告がございましたけれども、年のせいであれど難聴ぎみになっておりますので聞き取れなかった部分があったわけがございます。それは会議日程でございますけれども、3月の8日というふうに関こえたんですけれども、その部分について確認をしたいと思いたしました。

と申しますのは、3月の8日は文教委員会協議会を開催しておりますので、その点について確認を願いたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 赤間泰広総務常任委員長。

○**赤間泰広総務常任委員長** 3月7日ということでございます。ご訂正申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** そのほかございませんか。

8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 総務常任委員長にお聞きします。西置賜革新懇話会が2017年8月10日に、同年の9月定例議会に提出しました憲法9条を改憲しないよう国に求める意見書提出の請願、6度継続審議になり、今回総務常任委員会で7度目の審議が行われましたが、審議の結果はど

うなっただでしょうか。なぜそうなったのか、理由もお聞かせください。

○**渋谷佐輔議長** 赤間泰広総務常任委員長。

○**赤間泰広総務常任委員長** 慎重なる審査をさせていただいたところでございます。委員からは継続審査の申し出がありまして、直ちに総務常任委員会で継続審査するかしないかの採決を行いました。そのとき、結果的には継続審査というふうになったわけでございます。

○**渋谷佐輔議長** そのほかはございませんか。
8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 理由というのもお聞かせいただきたいんですけども。私は紹介議員として出席いたしました。継続審議の理由というのが、憲法問題は国会で議論することで地方議会になじまない、国会の論議を見るべきということだったと思います。

もう一つ、その継続審議ということですが、現在の議員の任期は5月4日までです。それまで総務常任委員会が開かれず、本会議も開かれなければ審議未了、廃案になると思われませんが、その認識でよろしいでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 今泉議員に申し上げます。総務常任委員長の報告に対して質問でございますので、ただいまは意見ということで捉えさせていただきます。

○**8番 今泉春江議員** はい。

○**渋谷佐輔議長** そのほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第11、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第12号 指定管理者の

指定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第12号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第13号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第14号 指定管理者の指定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第14号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第15号 指定管理者の指定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第15号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第16号 指定管理者の指定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第16号は、総務委員長報告のとおり決定い

たしました。

次に、日程第6、議案第17号 指定管理者の指定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第24号 長井市第五次総合計画後期基本計画の策定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第26号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第27号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第28号 長井市特別職

に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、文教……。

8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** この際、動議を提出いたします。

総務常任委員会に付託され、審査中の平成29年請願第1号については、会議規則第44条第1項の規定により、本日午後1時までに審査を終了するよう期限をつけることを望みます。

請願は、憲法第16条に基づく市民の権利であり、その権利は最大限尊重され、生かされなければならないからです。

地方自治体、議会が国会と関係行政庁に意見書を提出することは、地方自治法第99条に定める権利です。長井市は平和都市宣言の市です。この請願を採択し、市民と国民の願いに応えるよう提案し、動議といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいま8番、今泉春江議員から、総務委員会に付託され、審査中の請願第1号について、本日午後1時までの審査を終了するよう、期限をつけることの動議が出されましたが、この動議は、所定の賛成者がありません

でしたので、不成立となりました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の……。

（「言ってねべ賛成って。聞こえねがった。」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** はい、賛成の声が聞こえませんでした。

次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

（「賛成と言いましたけども。」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔議長** 聞こえませんでした。

安部 隆委員長、報告をお願いします。

（安部 隆文教常任委員長登壇）

○**安部 隆文教常任委員長** 文教常任委員会の報告をいたします。

平成31年第1回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月8日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第18号 指定管理者の指定について申し上げます。議案第18号は、長井市中央コミュニティセンターの運営協議会を指定管理者に指定し、長井市勤労青少年ホーム、長井市市民体育館及び長井市テニスコートの管理を行わせるために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市テニスコートは、あやめ公園のテニスコートと紛らわしいと思うが、今まで市民が混乱することはなかつ

たのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、そのような意見を伺ったことはないとの答弁を受けました。

また、委員からは、あやめ公園のテニスコートが整備されて大変よくなったので、生涯スポーツ課との関係もあると思うが、もう少しわかりやすい名称にできないかとの質疑がなされ、教育長からは、初めて使う方でも混同しないように、生涯スポーツ課等と一緒に検討していきたいと答弁を受けました。

さらに、委員からは、市民体育館の雨漏り等の大規模改修については、指定の期間である3年間に、指定管理の経費とは別に検討していくということでよいのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、雨漏りについては、これまで何度も現場を踏査して原因などを調査してきたが、なかなか特定まで至っていない状況である。しかし、床が大分傷んでいることは現場を見て確認しており、体育館の老朽化対策は必要であると考えています。

今後の整備については、社会体育施設全体の長寿化計画などを立てながら進めていかなければならないと教育委員会の中で話をしていると。したがって、指定管理料とは別にそのような対応もしていかなければならないと考えているところであるとの答弁を受けました。

また、委員からは、3つの施設のほかに中央地区公民館「ふらり」があり、道の駅ができたことによる駐車場等のトラブルが当初心配されていましたが、約2年経過し、問題点はあるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、駐車場でのトラブルや苦情等は寄せられていないとの答弁を受けたところでありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について申し上げます。